

アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業に係る

第2回専門委員会

日時：平成21年11月9日（月） 14時～17時

場所：馬事畜産会館 会議室

（東京都中央区新川2-6-16）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 協議事項

- （1）諸外国の規則等について
- （2）科学的知見専門部会の中間報告について
- （3）飼養管理実態調査について
- （4）飼養管理指針に盛り込む事項（案）について
- （5）意見交換
- （6）その他

アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業

第2回専門委員会出席者名簿

独立行政法人家畜改良センター十勝牧場	業務第二課長	岡 明男
帯広畜産大学	教授	柏村 文郎
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター	教授	近藤 誠司
十勝馬事振興会	会長	佐々木啓文
上川生産農業協組合連合会	畜産部長	鈴木 昇
北海道農業共済組合連合会 企画研修課	技術総括	三木 渉
全農畜産サービス株式会社	常務取締役	中塚 眞五
日本中央競馬会 競走馬総合研究所	研究役	松井 朗
社団法人日本装蹄師会 装蹄教育センター	装蹄研究課長	森 達也
全国公営競馬獣医師協会	会長	物江 貞雄
(オブザーバー)		
農林水産省生産局畜産部畜産振興課	課長補佐	菅谷 公平
	事業企画係長	黒崎 和美
	馬係長	荒川 由紀子
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	室長補佐	今川 正紀
日本中央競馬会馬事部	上席調査役	宮崎 栄喜
社団法人日本軽種馬協会 生産情報部	部長	伊藤 雅之
業務部	首席調査役	江口 貞男
事務局		
社団法人日本馬事協会	専務理事	倉澤 景晴
	常務理事	安武 正秀
	業務部長	佐藤 修
	業務部主査	山下 大輔
		原田 寛久

諸外国における馬の規則等について

国名	スコットランド	アイルランド	オーストラリア	カナダ	ニュージーランド	FEI(国際馬術連盟)	
作成機関	The Rural Directorate of The Scottish Government スコットランド政府農務省 Consultation on the Draft Equine Welfare Code of Practice	Farm Animal Advisory Council 農場アニマルウエルフェア諮問委員会 Animal Welfare Guidelines for Horses, Ponies and Donkeys	Primary Industries Standing Committee 第一次産業省委員会 Model Code of Practice for the Welfare of Animals Land Transport of Horses	Canadian Agri-Food Research Council カナダ農産物評価委員会 Recommended code of practice for the care and handling of farm animals Horses	Animal Welfare Advisory Committee C/o Ministry of Agriculture アニマルウエルフェア諮問委員会C/o農務省 Code of Recommendations and Minimum Standards for Welfare of Horses	FEI(国際馬術連盟) WELFARE OF THE HORSE - THE FEI CODE OF CONDUCT FEI	
タイトル	馬ウエルフェア慣行コード草案に関するコンサルタント	馬、ポニーおよびロバに関するアニマルウエルフェアガイドライン	動物のウエルフェアに関するモデル慣行コード、馬の陸輸送	畜産の飼養管理および取扱いに関する推奨慣行コード 馬	馬のウエルフェアに関する最低基準および推奨コード	馬のウエルフェアに関するFEI(国際馬術連盟)の慣行コード	
内容	<p>緒言</p> <p>5つの自由の概念</p> <p>所有者の責任</p> <p>適当および設備</p> <p>適切な環境の必要性</p> <p>シエルトナー</p> <p>厩舎</p> <p>草地</p> <p>繋ぎ</p> <p>馬衣</p> <p>監督</p> <p>適切な給餌の必要性</p> <p>飼料</p> <p>飲水</p> <p>正常な行動パターン表示の必要性</p> <p>合飼い、または他の動物と隔離することの必要性</p> <p>苦悶、傷害および疾病から保護することの必要性</p> <p>訓練および抑制</p> <p>機能的病態の機敏な認知</p> <p>根拠的な健康ケア</p> <p>鞍およびハーネス</p> <p>馬の輸送</p> <p>安楽死</p> <p>付録A 繋ぎ</p> <p>A 動物の適応</p> <p>B 場所</p> <p>C 繋ぎ用具</p> <p>D 飼料および飲水</p> <p>E シエルトナー</p> <p>F 運動</p> <p>G 監督</p> <p>H 識別</p> <p>I 他の要求事項</p> <p>付録B</p> <p>馬のボデイコンディショニングスコア</p> <p>ロバのボデイコンディショニングスコア</p> <p>付録C</p> <p>情報源</p>	<p>緒言</p> <p>5つの自由の概念</p> <p>所有者の責任</p> <p>適当および設備</p> <p>健康/良き飼養方法</p> <p>付録1:コンディショニングスコア</p> <p>付録2:法規</p> <p>付録3:DAFガイドライン</p> <p>付録4:登録馬医師</p> <p>付録5:馬の主な疾病</p>	<p>1 緒言</p> <p>2 責任</p> <p>3 家畜輸送用基地(TSRs)</p> <p>4 最小のストレス</p> <p>5 馬の輸送前の調整</p> <p>6 積み込み</p> <p>7 輸送計画</p> <p>8 輸送期間中の積み込み密度</p> <p>9 輸送</p> <p>10 休息期間</p> <p>11 積み降らし</p> <p>12 馬の緊急安楽死</p>	<p>序文</p> <p>はじめ</p> <p>第1条 管理技能と責任</p> <p>1.1 一般的事項</p> <p>1.2 人員</p> <p>第2条 シエルトナーと厩舎</p> <p>2.1 シエルトナー</p> <p>2.2 厩舎</p> <p>2.3 厩舎管理</p> <p>2.4 照明と通気</p> <p>2.5 安全性</p> <p>第3条 給餌と水</p> <p>3.1 水</p> <p>3.2 給水</p> <p>第4条 放牧</p> <p>4.1 放牧地</p> <p>4.2 補と安全性</p> <p>4.3 電気柵</p> <p>第5条 取扱い</p> <p>5.1 一般的事項</p> <p>第6条 健康管理</p> <p>6.1 健康事項</p> <p>第7条 個体識別</p> <p>7.1 全般的事項</p> <p>第8条 繁殖管理</p> <p>8.1 一般的事項</p> <p>8.2 種牡馬の管理</p> <p>8.3 繁殖雌馬の管理</p> <p>8.4 出産</p> <p>8.5 新生子馬のケア</p> <p>第9条 ワイドロット</p> <p>9.1 一般的事項</p> <p>9.2 ワイドロットの管理</p> <p>9.3 健康管理</p> <p>9.4 給餌</p> <p>第10条 輸送</p> <p>第11条 市場とセリ</p> <p>第12条 屠畜</p>	<p>目次</p> <p>序文</p> <p>1 緒言</p> <p>2 法的な責任</p> <p>3 馬の放牧</p> <p>3.1 一般的な必要条件</p> <p>3.2 パドックでの飼養管理</p> <p>3.3 パドック-放牧馬の取容率</p> <p>3.4 フェンス</p> <p>3.5 ヤードおよびシエルトナー</p> <p>4 厩舎</p> <p>4.1 厩舎</p> <p>4.2 ルースボックス</p> <p>4.3 ストール</p> <p>5 馬の給餌</p> <p>5.1 馬体重の計算</p> <p>5.2 一般的な飼料要求量</p> <p>5.3 牧草の飼料</p> <p>5.4 補助飼料</p> <p>5.5 特殊な飼料要求量</p> <p>5.6 過肥、肥満および蹄葉炎(馬蹄)</p> <p>5.7 飲水要求量</p> <p>6 畜産業</p> <p>6.1 馬の監督</p> <p>6.2 一般的な病気および不健康な状態の防止</p> <p>6.3 馬での作業</p> <p>7 馬の飼育料</p> <p>8 馬質</p> <p>8.2 定義</p> <p>8.3 所有者の責任</p> <p>8.4 監督の責任</p> <p>8.5 記録および検査</p> <p>9 馬活動の組織者</p> <p>付録I</p> <p>馬のボデイコンディショニングスコア(キヤロルおよびハンティング法に基づいた)</p> <p>1.1 方法</p> <p>1.2 スコア</p> <p>付録II 馬体重の推定</p> <p>付録III 参照文献</p>	<p>1 歩走馬の馴養および訓練期間中の全スナージにおいて、ウエルフェアは全ての要求に準じて熟知しなければならない。</p> <p>a) 良き馬の飼養管理</p> <p>b) 訓練方法</p> <p>c) 蹄鉄および馬具</p> <p>d) 輸送</p> <p>e) 一時休息</p> <p>馬と競技者は競技する前に気が合い、仲良しで健康でなければならぬ。</p> <p>a) 快適性と能力</p> <p>b) 健康状態</p> <p>c) ドーピングと医療</p> <p>d) 外科的処置</p> <p>e) 妊娠/出産したばかりの牝馬</p> <p>f) 虐待</p> <p>イベントは馬のウエルフェアを守らなければならない。</p> <p>a) 競技場</p> <p>b) グランド場</p> <p>c) 悪天候</p> <p>d) イベントでの厩舎</p> <p>e) 移動の快適性</p> <p>全ての努力は、馬が競技した後にも適切な注意を受けることおよび競技者が終了した場合は人道的に取り扱われることを保証しなければならない。</p> <p>i) 獣医師の措置</p> <p>a) 受入施設</p> <p>b) 競技者の負傷</p> <p>c) 安楽死</p> <p>d) 引退</p> <p>e) 引退</p> <p>FEIは、競技馬のケアと管理に關</p>	

諸外国における馬の規則等の策定内容

		スコットランド	アイルランド	カナダ	ニュージーランド
① 観察・記録	観察	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも1日に1度 詳細の場合は少なくとも1日に2度 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の検査、少なくとも1日に2度 医薬品の投与記録 	<ul style="list-style-type: none"> 頻繁に点検 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも1日に2度
	記録			<ul style="list-style-type: none"> 治療や投薬内容を含め医療記録を1頭ごとに保管 	<ul style="list-style-type: none"> 馬、鞍、馬具および関連するもの
② 馬の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には5つの自由 飢えと渇望からの自由 適切な環境の容易 苦痛、傷害、疾病からの自由 正常な行動の表現の自由 適切な仲間の提供 恐怖と苦悩からの自由 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には5つの自由 飢えと渇望および栄養失調からの自由 不快からの自由 苦痛、傷害、疾病からの自由 正常な行動の表現の自由 恐怖と苦悩からの自由 	<ul style="list-style-type: none"> 馬を取り扱う者は馬のアニマルウェルフェアに責任をもつ 病気の初期徴候を識別できる 緊急事態においても適切な行動を取れる 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者は健康障害のサインを認識し、基礎的な馬の応急手当の知識 獣医師へのアクセス 15か月未満での騎乗不可 	
③ 蹄の管理	<ul style="list-style-type: none"> 登録された蹄鉄工による 蹄鉄は4～8週毎に調整 	<ul style="list-style-type: none"> 蹄は4～8週毎に公認の蹄鉄工によりチエック トリミング・調整 跛行は迅速に診断し、治療・獣医師の助言 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、規則的な間隔で実施 資格のある者が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 蹄鉄工あるいは馬職人による蹄鉄の打ち付け 蹄鉄の調子を毎日検査 不適切な蹄のメンテナンス 	
④ 馬衣・鞍・ハーネス等	<ul style="list-style-type: none"> 正確に調整 適したサイズ 毎日チエック 予備を装備 	<ul style="list-style-type: none"> 防水馬衣の使用 毎日交換 適切なサイズ 馬への苦痛、不快あるいは恐怖を引き起こさないように適合したものを手綱、ヘッドカラーが絡まった場合、直ぐに解き放せるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 無口、引き手、投げ縄等の用具は、絡まった場合にすぐ外せる方法で装着 	<ul style="list-style-type: none"> ロープは革バンドで15mm厚 馬衣は夏用、冬用を準備 拍車は使用すべきでない ムチで頭および性器の周囲を打つことは不可 ハーネス、鞍は調整する 	
⑤ 断尾				<ul style="list-style-type: none"> 審美的理由で馬の断尾は認められない 	<ul style="list-style-type: none"> 実施する場合は獣医師の監督下
⑥ 去勢					<ul style="list-style-type: none"> 実施する場合は獣医師の監督下
⑦ 歯	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも1年に1度検査 	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも毎年検査する 		<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも毎年検査する 歯のケアは獣医師の監督下 苦痛を伴わない方法で実施 食用馬にマイクロチップは不可 蹄への烙印は一時的に認められる 再度の烙印は認められない 	<ul style="list-style-type: none"> 異常な歯の治療
⑧ 個体識別	<ul style="list-style-type: none"> 永久に識別できるもの 凍結ブランドまたはマイクロチップの使用 ブリーチベースで登録 	<ul style="list-style-type: none"> 識別装着の義務 屠畜のためには、パスポートの添付 マイクロチップが望ましい 			
⑨ ヌリ込み・毛織い	<ul style="list-style-type: none"> 毎日ブラッシングする 	<ul style="list-style-type: none"> 経験を積んだ人が実施・疾病払散を最小限にする 			
⑩ 交配	<ul style="list-style-type: none"> パスポートが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家にご相談 			
⑪ 病気、事故等の措置	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の予防または迅速な診断・治療 	<ul style="list-style-type: none"> 外部寄生虫の迅速な診断および治療 適切なワクチネーションプログラムの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 病気、事故への迅速な対応 健康管理プログラムの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチネーションプログラムの作成 放牧地では6週間毎に駆虫 	

諸外国における馬の規則等の策定内容

	スコットランド	アイルランド	カナダ	ニュージーランド
⑫厩舎等の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> 適切な清掃及び消毒 糞尿、餌の食べこぼしの清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な清掃及び消毒 糞尿、餌の食べこぼしの清掃 	<ul style="list-style-type: none"> アンモニア等の悪臭がないように徹底的に清掃 飼槽やバケツは定期的に洗浄 	<ul style="list-style-type: none"> 水桶およびコンテナ等は規則的に清掃
⑭有害動物等の防除・駆除	<ul style="list-style-type: none"> 寄生虫駆除 	<ul style="list-style-type: none"> 駆虫剤の投与治療 		
⑭管理者等のアニマルウェルフェアへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 5つの自由を基本に取り扱う・無用な苦惱、苦痛及び傷害を与えないこと 動物ケアのための知識および技術が必要である 立法の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者は、人道的な取扱いはおよび動物ケアに従業員を訓練する義務 苦痛または不健康のサインの認識 	<ul style="list-style-type: none"> アニマルウェルフェアに正当な注意を払う 既存の諸規則に留意し、遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 不必要な苦痛あるいは傷害をもたらすことは、動物保護法違反
①必要栄養量・飲水量	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、体重、運動及び生理的要求に応じた給餌 十分な粗飼料の確保 ボデインコンデインジョンスコアの導入 規則的な時間に給与 	<ul style="list-style-type: none"> 新鮮で清潔な飲料水の供給・飲水量は20～70リットル ボデインコンデインジョンスコアの導入 タイプ、維持および活動を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な飼料を毎日給餌 NRC飼養標準 維持と活動に必要な量を給与する 545kgで平均水必要量27リットル 	<ul style="list-style-type: none"> ボデインコンデインジョンスコアの導入2～4 体重当たり繊維の日最小摂取量は1kgDM/100kg 神経過敏な馬は消費量が多い 水分要求量20～70リットル
②飼料・水の品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> 汚染を最小限にする給餌 給水器具の製造、配置及び維持管理・残餌の除去 飼料は全てよい品質、新鮮な匂い、埃やカビのないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 新鮮な水・小川は好ましくない 	<ul style="list-style-type: none"> 十分なスペース 塩とミネラルの給与 維持と活動に必要な量 尿素を含む飼料給与不可 	<ul style="list-style-type: none"> 新鮮で清潔な水 妊娠最終期の全乾物要求量は体重の2.5% 種馬は通常維持飼料より25%上乗せ
③給餌・給水方法	給餌	<ul style="list-style-type: none"> 床のレベルで給与が好ましい 1頭に1個のフィーダーで、間隔を離す 	<ul style="list-style-type: none"> 群飼の場合給餌場を頭数分設置 	<ul style="list-style-type: none"> 穀物は量でなく重量で給与 小妻は給与すべくでない 又力は10%以下 飼料に塩の添加 セレンの給与
	給水	<ul style="list-style-type: none"> 便利な高さに固定 馬に蹴られないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 水は常にアクセスできるように 水槽、バケツは腐敗や凍結のない場所 自動給水器は毎日チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 水は常にアクセスできるように
④初乳、子馬の給餌				<ul style="list-style-type: none"> 生後12時間以内に1時間あたり250mlの初乳を飲ませるべきである 生後2週間良質の乾草を給与 3～6カ月で離乳可能

2 栄養

諸外国における馬の規則等の策定内容

	スコットランド	アイルランド	カナダ	ニュージーランド	
3 厩舎	設計	<ul style="list-style-type: none"> 施設に求められる要件(突起物等の除去) 排水が十分に清潔な喫場所 洗浄・消毒が容易 無毒なペイントの使用 防腐処理木材の使用禁止 支障なく横たわり、休息、起立、毛づくろいが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 馬が横になるための清潔なドライエリアの確保 馬が立って天井に触れない高さが必要 清掃、消毒ができるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 馬が立って天井に触れない高さが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 頭上60cm以上 横になり、立ち上がり、回転する余地 清潔なドライエリア・突出物のない、強い建物 通路は最低3m
	構造	<ul style="list-style-type: none"> 滑らない構造 十分な排水が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 床材は無毒で、乾燥している 	<ul style="list-style-type: none"> 滑らない構造 十分な排水が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 滑らない構造・表面を常に平らに維持 十分な排水が必要 コンクリート床の場合寝床を用意
	敷き料	<ul style="list-style-type: none"> 寝床材料は無毒で排水がよく吸水性の良い物 敷き料は定期的に入れ替 	<ul style="list-style-type: none"> 寝床は暖かさを保持し、通風から保護する ストロー、鮑屑、紙および麻が利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 寝床材料は無毒で排水がよく吸水性の良い物 適切な敷き料を十分に供給する 十分に排水されるように 	<ul style="list-style-type: none"> 寝床は毎日除去 子牛は敷料が推奨される
	子馬	<ul style="list-style-type: none"> 繋ぎ飼いを禁止(2歳未満) 向きを変え、横たわることが可能なペース 	<ul style="list-style-type: none"> 横になり、容易に立ち上がり、快適に回転できるスペース 最小のペンサイズは、3.66m x 3.66m 	<ul style="list-style-type: none"> 馬房のサイズは、馬の大きさと体重に比例させる 	<ul style="list-style-type: none"> ストローの最小は1.5m x 2.1m ポニー3m x 3m 馬3.5 x 3.5m
	雌馬	<ul style="list-style-type: none"> 馬が逃げるのを阻止できる十分な高さが必要・種馬は繋ぎ飼いすべくでない 	<ul style="list-style-type: none"> 最小のペンサイズは、4.6m x 4.6m 	<ul style="list-style-type: none"> 安定した足場と十分に高い天井 	<ul style="list-style-type: none"> 雌馬と子馬3.9m x 3.9m
4 厩舎の環境	①熱環境	<ul style="list-style-type: none"> 適切な環境 			
	②換気	<ul style="list-style-type: none"> 適切な換気 	<ul style="list-style-type: none"> 過度の熱および水分を排除 	<ul style="list-style-type: none"> 高温や多湿の防止 定期的な清掃と点検 アンモニア等の悪臭がないように 過度の高温や多湿を防ぎ、換気率を保つ 	<ul style="list-style-type: none"> 窓または換気装置は反対の壁の高い位置に設置 直接的な通風を避ける
	③照明	<ul style="list-style-type: none"> 馬を観察でき、安全に作業できる明るさ 	<ul style="list-style-type: none"> 馬を観察でき、安全に作業できる明るさ 照明源は馬が届かない位置に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な清掃と点検 アンモニア等の悪臭がないように 過度の高温や多湿を防ぎ、換気率を保つ 定期的な清掃と点検・自然光を最大限に利用する 	
	④騒音			<ul style="list-style-type: none"> 突発的な騒音を避ける 	
	①放牧地	<ul style="list-style-type: none"> 過放牧を避ける 有毒植物の除去 載定1エーカー 給餌と給水施設が必要 牧草管理プログラムの作成 皮膚病の発見 寄生虫コントロールプログラムの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 草地の最小は1.5エーカーである 過放牧しない排水システム構築 不採食草を除去・有害雑草の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 良質の飼料と飲料水が得られるように 塩とミネラルが常に得られる 有毒植物を定期的な点検 シエルターの設置 ハエその他の昆虫の駆除 	<ul style="list-style-type: none"> 施肥が必要 有毒植物の除去 牧養力に従って放牧 ドライエリアの用意 牛または羊と共に放牧 牧草の分析・施肥

諸外国における馬の規則等の策定内容

	スコットランド	アイルランド	カナダ	ニュージーランド
5 放牧	<ul style="list-style-type: none"> ・突出物がなく固定する ・有刺鉄線は使用不可 ・電気柵は境界フェンス使用不可 ・馬の安全性および快適性の確保 ・アクセスの容易さおよび適切な排水および換気が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切で安全なフェンス ・有刺鉄線および細い高張力鋼ワイヤーは不可 ・電気柵はアースの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・シエルトターは馬の取扱いが容易なもの ・風よけを十分に作る ・柵は物理的にも視覚的にも障壁となるもの ・電気柵にはアース 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒冷期にシエルトターの用意 ・有刺鉄線および細い高張力鋼ワイヤーは不可 ・電気柵はアースの設置・内側への突出物不可
	③つなぎ飼い	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ飼いは最小限にする ・2歳以下禁止、20歳以上禁止 ・適合した革でロープ、ナイロン使用不可 ・360度回転が可能に ・1日に1度繋ぎ飼いから離して運動させなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・繋ぎ細は少なくとも9mで、回転装置が必要 ・24時間ごとに2度検査 ・2歳未満は拘束禁止 ・厩舎での厩馬拘束禁止
	①安楽死	<ul style="list-style-type: none"> ・回復の見込みのあく、治療ができない疾病または怪我の場合に人道的に屠畜する 	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師が相談を受け、最適な方法を助言 	
6 その他	②設備の点検・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日点検 ・欠陥への対応(修理、予備システム) ・警報装置の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・配線と配電盤は馬の届かない場所 	
	③緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急脱出計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態対応計画をたてる ・緊急避難ができるように、無口と引き手は1頭ごとに容易する 	

アニマルウェルフェア 科学的知見担当者名簿

大項目	小項目	担当者	備考
① 管理方法		二宮 准教授	
	観察・記録	柏村 教授	
	馬の取扱い	川嶋 講師	
	蹄の管理		
	断尾		
	去勢		
	個体識別		
	歯		
	離乳		
	病気・事故等の処理		
	厩舎等の清掃・消毒		
	放牧及び運動施設の確保		
	有害動物等の防除・駆除の必要性		
② 栄養		秦 准教授	
	必要栄養量・飲水量		
	飼料・水の品質の確保		
	給餌・給水の方法		
	初乳・仔馬の給餌		
離乳			
③ 飼養方式		近藤 教授	
	放牧		
	放牧地		
	群飼		
	単房	川嶋 講師	
つなぎ飼い			
④ 厩舎の環境		柏村 教授	
	敷料	二宮 准教授	
	構造		
	飼養スペース		
	熱環境		
	換気		
	照明		
騒音			
⑤ 設備等		川嶋 講師	
	設備の点検・管理	柏村 教授	
	緊急時の対応		
⑥ その他		二宮 准教授	
	異常行動(悪癖)	川嶋 講師	
	安楽死		

アニマルウェルフェア飼養管理確立推進事業

飼養管理実態調査の実施要領

1. 目的

アニマルウェルフェアに対応した馬の飼養管理については、近年、EUやカナダ、さらには、OIE等において基準の策定等の取り組みが進んでいる。

今後、我が国においても具体的にアニマルウェルフェアに対応した飼養管理に取り組むためには、飼養管理指針等の策定が必要であるが、その際、海外の基準やガイドラインを参考にしつつ、我が国の実情にも考慮する必要がある。

このため、我が国における家畜の飼養管理の実態について、アンケート調査及び現地調査を行い、馬のアニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針の策定に資するものである。

2. 実施方法

ア. アンケート調査

- ① 軽種馬におけるアンケート調査は、(社)日本軽種馬協会に委託する。アンケート調査内容は、別添「アニマルウェルフェア アンケート調査表」によるものとする。
- ② 軽種馬については軽種馬生産者用のものを使用することとし、農用馬等については農用馬等生産者用のものを使用することとする。
- ③ 調査戸数は、軽種馬（150戸）、農用馬・乗用馬等（100戸）とする。
- ④ 調査時期は、平成21年9月中旬から平成21年12月末日までとする。

イ. 現地調査

現地調査は適宜行うものとし、該当団体には事前に連絡することとする。

3. 結果等の取扱いについて

アンケート調査及び現地調査の結果は、当該事業の飼養管理指針の策定以外には使用しないこととする。

4. その他

アンケート調査の記帳代は1戸当たり1千円とし、団体毎に一括で送金することとする。

アニマルウェルフェア アンケート（馬）

このアンケート調査は、馬のアニマルウェルフェアに関する指針策定の基礎資料とするために実施するもので、会員皆様に調査のご協力をお願いいたします。

皆様から頂いたアンケート調査結果は、指針策定の目的以外には使用いたしませんので、ご理解をお願いいたします。

（このアンケートのお答えで、不利益を被ることはありません。）

アニマルウェルフェアについて

1. アニマルウェルフェアとは、畜産動物を対象とした「動物福祉」の考え方で、「家畜の快適性に配慮した飼養管理」とされています。
2. 「家畜の快適性に配慮した飼養管理」の基本的概念は、次の「5つの自由」とされています。
 - ① 飢えと渇きからの自由（栄養管理について）
 - ② 苦痛、傷害又は疾病からの自由（健康管理について）
 - ③ 恐怖及び苦悩からの自由（家畜との接し方について）
 - ④ 物理的、熱の不快感からの自由（厩舎構造・管理について）
 - ⑤ 正常な行動ができる自由（家畜のストレスについて）
3. ペットについての「動物愛護」とは異なるもので、この分野の先進地域はヨーロッパとされています。

今回の調査対象とする馬について

1. 今回の調査は、生産段階の馬を対象としており、競走馬及び種雄馬は除外されています。
2. このことから、調査対象馬は「繁殖雌馬」、「当歳馬」、「1歳馬」、「肥育馬」とされています。

記入上の注意

1. 問の後の（ ）書きに※がある場合は、該当する事項の（ ）内又は 内に○印を付けて下さい。
2. 問の後の（ ）書きに☆がある場合は、該当する事項の（ ）内に数字を記入して下さい。
3. 問の後の（ ）書きに※☆がある場合は、該当する事項の（ ）内に○を付け、さらに○印の事項の該当部の（ ）内に数字を記入して下さい。

アニマルウェルフェア アンケート（馬）

社団法人 日本馬事協会

番号	所在地（都道府県）
	北海道

I アニマルウェルフェアについて

- 1 アニマルウェルフェア（家畜の快適性に配慮した飼養管理）をご存じですか。（※）

知っている	知らない

II 経営に関する事項

- 1 あなたの経営では馬生産が主たる収入源ですか。（※）

①（ ）はい

→ その場合、次のいずれか

軽種馬	農用馬	乗用馬	肥育馬	その他

②（ ）いいえ

→ その場合、次のいずれか

酪農	肉用牛	豚・鶏等畜産	畑作等	土建業など自営業	サラリーマン

- 2 あなたの経営は、次のどれに当てはまりますか（※）

家族経営	株式会社	有限会社	組合法人	その他

- 3 馬に関する従事者は、ご本人、ご家族含めて何名ですか（※）

1～2名	3～5名	6～9名	10名以上

- 4 馬の飼養頭数（現時点での飼養頭数を教えて下さい。）（☆）

農用馬	乗用馬	小格馬	在来馬
頭	頭	頭	頭

III 馬の飼養に関する事項

- 1 馬の主な飼養方法は、次のどれに当たりますか（※）

通年昼夜放牧	屋根付きの避難場所つきでの通年放牧	通年舎飼	夏期放牧 冬季舎飼

- 2 上記1の通年舎飼以外に○を付けた人に伺います。放牧場全体の面積はどのくらいありますか（☆）

個人で使用	共同牧野等で飼養
㎡	㎡

3 馬に供用している厩舎の構造及び規模をお伺いします

構造 (※)

木造	鉄骨	その他

規模 (☆)

棟数	馬房数	1馬房の面積	厩舎面積
棟	馬房	坪	坪

床構造 (※)

タタキ	土砂	コンクリート	ゴムマット	その他

敷料 (※)

ワラ・麦干	乾牧草	オガクズ	その他

給水方法 (※)

ウォーターカップ	水桶	その他

水の種類 (※)

井戸水	わき水	水道水	その他

4 馬洗場の設置状況をお伺いします。(※)

あり	なし

5 厩舎に詰め所があるかお伺いします。(※)

あり	なし

6 削蹄は定期的に行っているか伺います。(※)

行っている		必要に応じて	なし
自家削蹄	依頼削蹄		

7 運動施設があるかお伺いします。(※☆)

ある		ウォーキングマシーン	なし
パドック	馬場		
m ²	m ²		

8 舎飼管理されている方の馬の運動量をお伺いします。(パドックも含む) (※☆)

する		自由運動	しない
夏期	冬季		
時間	時間		

9 舎飼時、馬屋に行きますか。(※☆)

- ① () 分婣時などの時を除いて餌の給餌のとき以外は行かない
- ② () 給餌以外でもブラッシングなどのために行く
→ () 毎日行く、(日)に1回行く

10 馬の手入れ等に関してお聞きします。(※☆)

ブラッシング	体洗浄	蹄の手入れ	なし
()日に一回	()日に一回	()日に一回	()日に一回

11 悪癖についてお伺いします。(☆)

ある						ない
嚙癖	さく癖	熊癖	蹴癖	旋回癖	その他	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	

12 飼料の給餌に当たり「軽種馬飼養標準」(JRA 競走馬総合研究所編)を参考にしていますか(※)

()している。

→その場合、「標準」のどの部分を参考にしますか

養分要求量表に基づく飼料設計に基づいて給餌している。()

ボディコンディションスコアを参考にしている。()

()していない。

13 放牧時以外の給餌についてお伺いします。(※☆)

乾草給餌について

成馬

① ()時間を決めて給餌する

→ 1日 ()回、1回につき約 ()kg/頭

② ()パドック等で自由採取

→ 約 ()kg (ロール等)を ()日に1回、()頭分

育成馬(離乳後)

① ()時間を決めて給餌する

→ 1日 ()回、1回につき約 ()kg/頭

② ()パドック等で自由採取

→ 約 ()kg (ロール等)を ()日に1回、()頭分

濃厚飼料(エン麦、圧ペン、ふすま、配合飼料を含む)についてお伺いします。

成馬

1日 ()回、1回につき ()kg/頭

育成馬(離乳後)

1日 ()回、1回につき ()kg/頭

IV 仔馬(生後6ヵ月頃まで)の飼養管理について、お伺いします。

1 離乳前(哺乳期)について、お伺いします

(1) 仔馬の主な飼養方法は、次のどれに当てはまりますか(※)

(哺乳期間中に移動させる場合は、飼養期間の長い方法についてお答えください)

野外放牧	屋根付きの避難 場所付きでの放牧	夜間舎飼 日中放牧	舎飼
(3)へお進みください		(2)へお進みください	

(2) 親を含めた1頭当たりの飼養スペースは、どのくらいですか。(※)

(哺育期間中に移動させる場合は、飼養期間の長い方法についてお答えください)

1間×2間 1.8×3.6=6.48㎡未満	2間×2間 3.6×3.6=12.96㎡未満	2間×2.5間 3.6×4.5=16.20㎡未満	2間×2.5間 3.6×4.5=16.20㎡以上

(3) 初めて仔馬に初乳を飲ませるのは、生後何時間後くらいですか。(※)

直ちに	6時間以内	6～12時間以内	12時間以上たってから

(4) 仔馬に粗飼料を給与するのは、いつ頃からですか。(※)

2週間以内	3週間以内	4週間以内	4週間以上

(5) 離乳で一番多く用いるやり方は次のどれに当たりますか。(※)

1日で強制的に	段階的に	自然離乳	その他

2 離乳後について、お伺いします

(1) 仔馬の主な飼養方法は、次のどれに当てはまりますか。(※)

(育成開始までに移動させる場合は、飼養期間の長い方法についてお答えください)

野外放牧	屋根付きの避難 場所付きでの放牧	夜間舎飼 日中放牧	舎飼
(3) へお進みください		(2) へお進みください	

(2) 1頭当たりの飼養スペースは、どのくらいですか。(※)

1間×2間 1.8×3.6=6.48㎡未満	2間×2間 3.6×3.6=12.96㎡未満	2間×2.5間 3.6×4.5=16.20㎡未満	2間×2.5間 3.6×4.5=16.20㎡以上

(3) 去勢を行う場合、事例として1番多いのはいつですか。(※)

当歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上

V 繁殖雌馬の管理について

1 分娩前に特別な運動についてお伺いします。(※)

している	していない

2 分娩のための特別な馬房はありますか。(※)

ある	ない

3 分娩を監視するモニターはありますか。(※)

ある	ない

VI その他

1 厩舎の暑熱対策を行っていますか。(※)

行っている	行っていない

2 害虫駆除を行っていますか。(※)

行っている	行っていない

3 予防接種を行っていますか。(※)

行っている	行っていない

4 駆虫を行っていますか。(※)

行っている	行っていない

5 疾病・死亡等についてお伺いします(差し支えなければお答えください)

(1) 馬の疾病・病気や診療の記録をつけていますか。(※)

① () つけている

② () つけていない

(2) 昨年1年間に廃用した馬は、何頭ですか。(☆)

(頭)

(3) 廃用した馬のうち、その原因が疾病・事故等の頭数を教えて下さい。(☆)

病気()頭 事故()頭 その他()

アニマルウェルフェア アンケート (馬) (案)

このアンケート調査は、馬のアニマルウェルフェアに関する指針策定の基礎資料とするために実施するもので、会員皆様に調査のご協力をお願いいたします。

皆様から頂いたアンケート調査結果は、指針策定の目的以外には使用いたしませんので、ご理解をお願いいたします。

(このアンケートのお答えで、不利益を被ることはありません。)

アニマルウェルフェアについて

1. アニマルウェルフェアとは、畜産動物を対象とした「動物福祉」の考え方で、「家畜の快適性に配慮した飼養管理」とされています。
2. 「家畜の快適性に配慮した飼養管理」の基本的概念は、次の「5つの自由」とされています。
 - ① 飢えと渇きからの自由(栄養管理について)
 - ② 苦痛、傷害又は疾病からの自由 (健康管理について)
 - ③ 恐怖及び苦悩からの自由 (家畜との接し方について)
 - ④ 物理的、熱の不快感からの自由 (厩舎構造・管理について)
 - ⑤ 正常な行動ができる自由 (家畜のストレスについて)
3. ペットについての「動物愛護」とは異なるもので、この分野の先進地域はヨーロッパとされています。

今回の調査対象とする馬について

1. 今回の調査は、生産段階の軽種馬を対象としており、競走馬及び種牡馬は除外されております。
2. このことから、調査対象馬は「繁殖牝馬」、「当歳馬」、「1歳馬」とされています。

アニマルウェルフェア
アンケート調査用紙

牧場名 _____

所在地（都道府県） _____

I アニマルウェルフェアについて

- 1 アニマルウェルフェア（家畜の快適性に配慮した飼養管理）をご存じですか。
- ① () 知っている
 - ② () 知らない

II 経営に関する事項について

- 1 あなたの経営は、次のどれに当てはまりますか
- ① () 家族経営
 - ② () 会社経営（有限会社、株式会社）
 - ③ () 組合法人
 - ④ () その他 ()

- 2 従事者は、ご本人・ご家族含めて何名ですか
- ① () 1～2名
 - ② () 3～5名
 - ③ () 6～9名
 - ④ () 10名以上

3 馬の飼養頭数をお伺いします

繁殖馬	牡 () 頭	牝 () 頭
当歳馬	牡 () 頭	牝 () 頭
1歳馬	牡 () 頭	牝 () 頭

Ⅲ 馬の飼養に関する事項について

1 馬の主な飼養方法は次のどれに当てはまりますか

- ① () 昼間放牧
- ② () 夜間放牧
- ③ () 昼夜放牧

2 放牧地の広さはどのくらいありますか

- ①個人で使用 () m² (採草地除く)
- ②共同牧野等で使用 () m²

3 厩舎の規模をお伺いします

- ① () 木造
- ② () 鉄骨
- ③その他 ()

棟・房

()棟 ()房 馬房 ()間×()間

厩舎 ()間×()間 通路幅()間

床構造

- ① () タタキ
- ② () 土砂
- ③ () コンクリート
- ④ () ゴムマット
- ⑤ () その他 ()

敷料

- ① () ワラ・麦干
- ② () 乾牧草
- ③ () オガクズ
- ④ () その他 ()

給水方法

- ① () ウォーターカップ
- ② () 水桶
- ③ () その他 ()

水の種類

- ① () 井戸水
- ② () わき水
- ③ () 水道水
- ④ () その他 ()

4 馬洗場の設置状況をお伺いします

- ① () 設置あり ()頭分 お湯が出る馬洗場() 頭分
② () 設置なし

5 厩舎に詰め所があるかお伺いします

- ① () あり
② () なし

6 削蹄や装蹄は定期的に行っているかお伺いします

- ① () 定期的に行っている
自家削蹄 () 依頼削蹄 ()
削蹄 ()日に1回
装蹄 ()日に1回
② () 定期的に行っていない

7 運動施設があるかお伺いします

- ① ()ある
パドック()m² 角馬場()m² 覆馬場()m²
楕円馬場(走路) (幅員 〇m × 〇m 距離 〇m) ウォーキングマシン () 台
② ()ない

8 馬の運動量をお伺いします (パドックも含む)

- ① ()する
一日平均放牧時間 夏季()時間 冬季()時間
一日平均運動時間 夏季()時間 冬季()時間
② ()しない

9 馬の手入れ等に関してお伺いします

- ① ()ブラッシングをする
()日に 〇回
② ()体洗浄をする
()日に 〇回
③ ()蹄の手入れをする
蹄底洗浄()日に 〇回 蹄油塗布()日に 〇回
④ ()しない

10 飼料の給餌にあたり参考にしているものがありますか

- ① ()ある
(参考としているもの: _____)

② ()ない

11 1日の給餌についてお伺いします

乾草給餌について (1頭あたり1日量)

繁殖馬 1日 () 回、1日量() kg

育成馬(離乳後) 1日 () 回、1日量() kg

濃厚飼料について (1頭あたり1日量)

繁殖馬

エン麦 1日()回、1日量() kg

配合飼料 1日()回、1日量() kg

その他

() 1日()回、1日量() kg

() 1日()回、1日量() kg

育成馬(離乳後)

エン麦 1日()回、1日量() kg

配合飼料 1日()回、1日量() kg

その他

() 1日()回、1日量() kg

() 1日()回、1日量() kg

飼料添加物について (1頭あたり1日量)

繁殖馬

() 1日()回、1日量() g

() 1日()回、1日量() g

() 1日()回、1日量() g

育成馬(離乳後)

() 1日()回、1日量() g

() 1日()回、1日量() g

() 1日()回、1日量() g

12 悪癖についてお伺いします

① ()飼養中の馬に悪癖のある馬がいる

その悪癖のある馬の頭数を教えてください

嚙癖 () 頭 さく癖 () 頭 熊癖 () 頭

蹴癖 () 頭 旋回癖 () 頭

() その他の悪癖と頭数(具体的に_____)

② () 悪癖のある馬はいない

IV 仔馬(生後6ヵ月頃まで)の飼養管理について

1 離乳前(哺育期)についてお伺いします

(1) 仔馬の主な飼養方法は、次のどれに当てはまりますか(○は1つ)
(哺育期間中に移動させる場合は、飼養期間の長い方法についてお答えください)

- ① () 昼間放牧
- ② () 夜間放牧
- ③ () 昼夜放牧

(2) 母馬を含め1頭あたりの馬房の広さは、どのくらいですか(○は1つ)

- ① () 1間×2間 $1.8 \times 3.6 = 6.48 \text{ m}^2$ 未満
- ② () 2間×2間 $3.6 \times 3.6 = 12.96 \text{ m}^2$ 未満
- ③ () 2間×2.5間 $3.6 \times 4.5 = 16.20 \text{ m}^2$ 未満
- ④ () 2間×2.5間 $3.6 \times 4.5 = 16.20 \text{ m}^2$ 以上

(3) 初めて仔馬に初乳を飲ませるのは、生後何時間くらいですか(○は1つ)

- ① () 生後直ちに与える
- ② () 生後6時間以内
- ③ () 生後6~12時間以内
- ④ () 生後12時間以上たってから

(4) 仔馬に粗飼料を給与するのは、いつ頃からですか(○は1つ)

- ① () 生後2週間以内
- ② () 生後3週間以内
- ③ () 生後4週間以内
- ④ () 生後4週間以上たってから

(5) 離乳で一番多く用いるやり方は次のどれに当たりますか(○は1つ)

- ① () 1日で強制的に離乳
- ② () 段階的に離乳(具体的なやり方_____)
- ③ () 自然に離乳
- ④ () その他(_____)

2 離乳後についてお伺いします

(1) 仔馬の主な飼養方法は、次のどれに当てはまりますか(○は1つ)

- ① () 昼間放牧
- ② () 夜間放牧
- ③ () 昼夜放牧

(2) 1頭あたりの馬房の広さは、どのくらいですか(○は1つ)

- ① () 1間×2間 $1.8 \times 3.6 = 6.48 \text{ m}^2$ 未満
- ② () 2間×2間 $3.6 \times 3.6 = 12.96 \text{ m}^2$ 未満
- ③ () 2間×2.5間 $3.6 \times 4.5 = 16.20 \text{ m}^2$ 未満
- ④ () 2間×2.5間 $3.6 \times 4.5 = 16.20 \text{ m}^2$ 以上

V 繁殖牝馬の管理について

1 分娩前の引き運動についてお伺いします

- ① () している
- ② () していない

2 分娩のための特別な馬房はありますか

- ① () ある
- ② () ない

3 分娩を監視するモニターはありますか

- ① () ある
- ② () ない

VI その他

1 厩舎の暑熱対策を行っていますか

- ① () 行っている
換気扇 () 台 扇風機 () 台 細霧システム () 台
その他 ()
- ② () 行っていない

2 害虫駆除を行っていますか

- ① () 行っている
範囲 () 厩舎内 () 厩舎周り () その他()

回数 年間_____回
消毒薬 (_____)
消毒方法 () 噴霧 () 散布 () その他

3 予防接種は行っていますか

繁殖馬

- ① () 行っている
馬インフルエンザ (_____ 回) / 年
その他 (_____) (_____ 回) / 年
② () 行っていない

育成馬 (離乳後)

- ① () 行っている
馬インフルエンザ (_____ 回) / 年
3種混合 (日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ) (_____ 回) / 年
その他 (_____) (_____ 回) / 年
② () 行っていない

4 駆虫を行っていますか

- ① () 行っている
(_____ 回) / 年
② () 行っていない

5 疾病・死亡等について差し支えなければお答え下さい

(1) 馬の疾病・病気や診療などの記録をつけていますか

- ① () つけている
② () つけていない

(2) 昨年1年間に廃用した馬は、何頭ですか

(_____ 頭)

(3) 廃用した馬のうち、その原因が疾病・事故等の頭数を教えてください

疾病(_____ 頭) 事故(_____ 頭) その他 (_____ 頭)

馬のアニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針に盛り込む事項（案）

1. 管理方法

- ① 観察・記録
 - ・観察・記録の必要性
 - ・観察する時のポイント
- ② 馬の取扱い
 - ・不要なストレスを与えないよう丁寧に扱うこと
- ③ 蹄の管理
 - ・蹄管理の目的・必要性
 - ・削蹄する時の留意事項
- ④ 去勢
 - ・去勢の目的・必要性
 - ・去勢する時の留意事項
- ⑤ 個体識別
 - ・実施方法
- ⑥ 歯
- ⑦ 離乳
 - ・離乳する時の留意事項
- ⑧ 病気、事故等の処置
 - ・未然に防止することが重要
 - ・けがや病気をしている馬の処置
 - ・回復の見込みのない馬の処置
- ⑨ 厩舎等の清掃・消毒
 - ・施設や設備を清潔に保つこと
 - ・建設や器具の洗浄・消毒の必要性
- ⑩ 放牧及び運動施設の確保
 - ・施設等の安全性を保つこと
 - ・一定のスペースの確保
 - ・一日当たりの放牧時間
- ⑪ 有害動物等の防除・駆除の必要性
 - ・ネズミ、ハエ等の防除・駆除の必要性
 - ・放牧時の防除・駆除
- ⑫ 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進
 - ・アニマルウェルフェアについて十分に理解すること
 - ・知識の習得に努めること

2. 栄養

- ① 必要栄養量・飲水量
 - ・発育段階や泌乳ステージに応じた飼料給与
 - ・ボディーコンディションスコアにおける管理
 - ・新鮮な水の給与
- ② 飼料・水の品質の確保
 - ・給餌・給水器を清潔に保つこと
 - ・飲水は夏季の高温や冬季の凍結に注意すること
 - ・飼料や水への野生動物の排泄物の混入防止
- ③ 給餌・給水の方法
 - ・十分な給餌・給水スペースの確保
 - ・飼料や水は毎日給与すること
- ④ 初乳・仔馬の給餌
 - ・初乳給与の重要性
 - ・粗飼料給与の必要性
- ⑤ 離乳
 - ・離乳時における飼料給与

3. 飼養方式

- ・馬にとって快適な厩舎環境の確保
- ① 飼養方式
 - ・通年舎飼い方式、夏季放牧・冬季舎飼方式、通年放牧方式
 - ② 飼養スペース
 - ・適切な飼養スペース
 - ・馬を観察し、スペースが適切であるか判断することの重要性

4. 厩舎の環境

- ・構造上配慮すること
- ① 敷料
 - ・馬が苦痛のない量
 - ② 構造
 - ・馬が怪我をしない構造
 - ・床の構造
 - ③ 熱環境
 - ・馬にとって快適な温度域
 - ・暑熱時や寒冷時にみられる馬の行動
 - ④ 換気
 - ・換気の必要性
 - ・アンモニア濃度の上昇防止
 - ⑤ 照明
 - ・基本行動の発現に十分な明るさの確保
 - ⑥ 騒音
 - ・絶え間ない騒音や突然の騒音の防止

5. 設備及び異常行動

① 設備の点検・管理

- ・設備の点検し適切に管理すること

② 緊急時の対応

- ・緊急事態に対応するための危機管理マニュアルの作成を推奨
- ・停電に備えた自家発電機等の整備

③ 異常行動（悪癖等）

④ 安楽死